

松江市水道給水条例の一部を改正する条例

松江市水道給水条例（平成 17 年松江市条例第 359 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は法第 16 条の 2 第 1 項の規定により管理者が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は同項の規定により他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定により<u>指定給水装置工事事業者又は前項に規定する他の水道事業者若しくは他の水道事業者が指定した者(次条及び第 33 条において「指定給水装置工事事業者等」という。)</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、その後において工事の検査を受けなければならない。 3・4 略 (給水管及び給水用具の指定) 第 8 条 略 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示	(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は法第 16 条の 2 第 1 項の規定により管理者が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者</u> _____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、その後において工事の検査を受けなければならない。 3・4 略 (給水管及び給水用具の指定) 第 8 条 略 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示

することができる。

(手数料)

第 29 条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、当該各号に定める額を徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、申込後、徴収することができる。

(1)・(2) 略

(3) 設計審査等手数料 第 7 条第 2 項の設計審査及び工事の検査 1 件につき 4,000 円

することができる。

(手数料)

第 29 条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、当該各号に定める額を徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、申込後、徴収することができる。

(1)・(2) 略

(3) 設計審査手数料

第 7 条第 2 項の設計審査をするとき
次の表のとおりとする。

<u>使用するメーターの 口径</u>	<u>手数料の額(1 件につ き)</u>
<u>13 ミリメートル以上 25 ミリメートル以下 のとき</u>	<u>3,200 円</u>
<u>30 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 のとき</u>	<u>4,000 円</u>
<u>75 ミリメートル以上 のとき</u>	<u>5,500 円</u>

(4) 工事検査手数料

第 7 条第 2 項の工事の検査をするとき
次の表のとおりとする。

<u>使用するメーターの 口径</u>	<u>手数料の額(1 件につ き)</u>
<u>13 ミリメートル以上 25 ミリメートル以下</u>	<u>4,800 円</u>

	<table> <tr> <td>のとき</td><td></td></tr> <tr> <td>30 ミリメートル以上</td><td>6,000 円</td></tr> <tr> <td>50 ミリメートル以下</td><td></td></tr> <tr> <td>のとき</td><td></td></tr> <tr> <td>75 ミリメートル以上</td><td>8,300 円</td></tr> <tr> <td>のとき</td><td></td></tr> </table>	のとき		30 ミリメートル以上	6,000 円	50 ミリメートル以下		のとき		75 ミリメートル以上	8,300 円	のとき	
のとき													
30 ミリメートル以上	6,000 円												
50 ミリメートル以下													
のとき													
75 ミリメートル以上	8,300 円												
のとき													
(4) 略 2 <u>既納の手数料は、返還しない。</u> _____ _____ _____ _____ (給水装置の基準違反に対する措置) 第 33 条 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	(5) 略 2 <u>前項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにおいて、3 栓以下の軽微な改造又は仮設工事を行う場合においては、前項第 3 号及び第 4 号に定める額の 2 分の 1 を手数料として徴収する。</u> (給水装置の基準違反に対する措置) 第 33 条 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。